

建設工事の競争入札参加資格者（令和7・8年度分）申請マニュアル

- (1) 契約事業所 : 湖西市と契約を締結する営業所（契約権限を委任しない場合には、主たる営業所が契約事業所となります。）
- (2) 市内業者 : 湖西市内に本店及び主たる営業所を有する者
- (3) 準市内業者 : 湖西市内に契約事業所を有する者
- (4) 市外業者 : 市内・準市内業者以外の者
- (4) 代行申請 : 申請書の作成・提出を申請者本人に代わって行うこと（申請者はあくまでも申請者本人であり、申請書の記名・押印も申請者本人のものがが必要です。）
- (5) 代理申請 : 申請者本人が代理人に申請手続きについての代理権を授与し、代理人が申請行為を行うこと（申請についての代理権が代理人に授与されているため、申請書に押印は代理人のものがが必要です。）

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）【様式1】

- ① 全ての方が提出対象です。
- ② 湖西市独自様式を取得・編集の上、提出してください。
- ③ 法人番号欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、国税庁から通知された法人番号（13桁）を記入してください。
 - ・個人事業主等の国税庁から法人番号の通知を受けていない方や、公開に同意していない企業に該当する方の場合には、記入の必要はありません。
 - ・法人番号は、市ウェブサイトの競争入札参加資格者名簿に反映しています。
 - ・法人番号が不明な場合には、国税庁の法人番号公表サイトで検索してください。
- ④ 住所欄には、建設業上の主たる営業所の住所を記載してください。
- ⑤ 申請者本人の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は、代理・代行申請時使用欄の記入等は不要です。
- ⑥ 代理申請の場合には、代理・代行申請時使用欄のみに押印してください。

5	役職										
	フリガナ										
	代表者氏名										
7	本社(店)電話番号										
9	本社(店)FAX番号										

(11 代行・代理申請時使用欄)

11	申請代理人	申請代理人郵便番号
	申請代理人住所	
	申請代理人氏名	

代理申請の場合は押印不要

6	担当者氏名										
8	担当者電話番号										

10 メールアドレス

行政書士の記名・押印必要

申請代理人電話番号

(2) 委任状（代理申請）【様式2】

- ① 代理申請される方が提出対象です。（代行申請の場合は提出不要です。）
- ② 湖西市独自様式を取得・編集の上、提出してください。

(3) 契約事業所調べ【様式3】

- ① 全ての方が提出対象です。
- ② 湖西市独自様式を取得・編集の上、提出してください。
- ③ 記入例を参考に作成してください。
- ④ 契約権限を営業所長等に委任する場合は、契約事業所欄を記入してください。
- ⑤ 常勤職員数欄の考え方は次のとおりです。（**おおよその人数で可**）
 - ・技術職員：もっぱら建設工事に従事している技術職員人数
 - ・事務職員：もっぱら建設工事に従事している事務職員人数
 - ・その他職員：技術職員及び事務職員のいずれにも該当しない職員人数
（できる限り最新の状況を記入してください。）
- ⑥ 現在の湖西市の登録を有する方は、登録番号欄に「令和5・6年度 湖西市競争入札参加資格者名簿(建設工事)※」に記載された登録番号を記入してください。
※ 湖西市ウェブサイトに掲載中
<https://www.city.kosai.shizuoka.jp/soshikiichiran/keiyakukensashitsu/gyomuannai/2/1/3/12308.html>
（様式を一括ダウンロードされた場合には、フォルダ内に格納してあります。）
- ⑦ 社会保険等の加入状況欄が「有」又は「適用除外」となっていない方は申請要件を満たしません。なお、経営事項審査の後に加入等をされた場合は、別途証明書類を添付していただきます。＜(8) 社会保険等の加入状況確認書類を参照＞

(4) 委任状（建設工事）【様式4】

- ① 契約権限を営業所長等に委任する方は、提出してください。
- ② 他の様式でも構いません。
- ③ 一部委任（複数の工事業種の認定を希望する場合に一部業種のみを委任する行為）は認めません。

(5) 認定希望業種調べ【様式5】

- ① 全ての方が提出対象です。
- ② 湖西市独自様式を取得・編集の上、提出してください。
- ③ 記入例を参考に作成してください。
- ④ 許可状況欄には、会社全体で建設業許可を有する建設工事の種類に○印を記入してください。

- ⑤ 許可の種類欄には、認定を希望する業種であって、建設業許可を有する建設工事の種類に係る許可種別（『一般』又は『特定』）を記入してください。
- ⑥ 総合評定値（P）欄には、総合評定値（P）を有する建設工事の種類であって、認定を希望する業種に、直近の総合評定値通知書の総合評定値（P）と同一の数値を記入してください。
- ⑦ 契約事業所の許可状況欄には、契約事業所が建設業許可を有する建設工事の種類に○印を記入してください。
- ⑧ 認定希望欄には、認定を希望する建設工事の種類に『○』印を記入してください。ただし、希望する建設工事の種類に係る契約事業所での許可、並びに、希望する建設工事の種類に係る総合評定値（P）を有していることが認定条件です。
- ⑨ 種類別年間平均完成工事高欄は、認定希望業種のみ記入してください。（総合評定値通知書の2年ないし3年平均の完成工事高と同一の数値）

(6) 建設業許可通知書

- ① 通知書の内容に変更があったときは、変更届の控え（写）を添付してください。
- ② 申請日の時点において、建設業許可の取得後2年以上が経過していない方は申請要件を満たしません。
- ③ コピーで構いません。

(7) 総合評定値通知書

- ① 審査基準日が1年7ヶ月以内であるもののうち、最新のものを提出してください。
- ② コピーで構いません。

(8) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）の加入状況確認書類

この項目は、総合評定値通知書における雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の有無が1つでも「無」の表示となっている方が対象です。したがって、総合評定値通知書において「有」又は「適用除外」の表示がされている方は対象外です。

- ① 社会保険等のいずれかの表示が「無」となっている方のうち、当該保険に加入する義務が無い場合（適用除外の場合）は、次の書類を添付してください。
 - ・社会保険等の加入義務がないことの届出書【様式6】
- ② 雇用保険の加入の表示が「無」となっている方のうち、雇用保険の加入義務がある場合は、次の書類を添付してください。
 - ・労働局又は労働保険組合発行の労働（雇用）保険料の領収書の写し（直近の1回分）※分納の場合は、最低1期分を添付
- ③ 健康保険の加入の表示が「無」となっている方のうち、健康保険の加入義務がある場合は、次のいずれかの書類を添付してください。

- ・年金事務所又は健康保険組合発行の保険料の領収書の写し
- ・建設国保加入証明書の写し

※過去3か月以内に発行されたもの（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の日付が令和6年12月20日の場合には、令和6年9月21日以降に発行されたものが該当します。）に限ります。

- ④ 厚生年金保険の加入の表示が「無」となっている方のうち、厚生年金保険の加入義務がある場合は、次の書類を添付してください。
- ・厚生年金保険料の領収書の写し

(9) 営業所一覧表【様式7】

- ① 全ての方が提出対象です。
- ② 他の様式でも構いません。（ただし、記入する営業所の許可業種が表示されたものとしてください。）
- ③ 記入する営業所は、建設工事に関する見積、入札、契約締結等の行為を実態的に行う営業所をいいます。したがって、次のような営業所は記入不要です。
 - ・建設工事の許可を有しない営業所
 - ・海外に設置されている営業所
- ④ 多数の営業所を有する方にとっては、可能であれば、契約事業所に該当する営業所をマーカー等で目立つようにしていただければ幸いです。

(10) 履歴事項全部証明書等

- ① 法人の方には、履歴事項全部証明書を提出してください。
- ② 個人事業主の方には、代表者の身分証明書を提出してください。
- ③ 過去3か月以内に発行されたもの【(8)の③を参照】に限ります。
- ④ コピーで構いません。

(11) 特別徴収確認書等【様式8-1】又は【様式8-2】

- ① 市内業者又は準市内業者が提出対象です。
- ② 個人住民税を特別徴収して湖西市に納税されている方は、特別徴収確認書【様式8-1】に湖西市税務課（庁舎1階西側）から確認印をもらった書類を提出してください。
- ③ 特別徴収確認書の「指定番号」欄には、例年5月頃に湖西市税務課から発送している「市民税・県民税 特別徴収税額決定（変更）通知書」に記載された番号を記入してください。（分からない場合は、空欄で構いません。）
- ④ 特別徴収の実績を有しない方は、湖西市税務課における確認印の事務手続が行えませんので、特別徴収の実施誓約書【様式8-2】を提出してください。

(12) 市税の滞納等がない証明書【様式 9】

- ① 市内業者又は準市内業者が提出対象です。
- ② 湖西市税務課から証明をもらった書類を提出してください。（納期未到来であっても、証明可能です。）
- ③ 証明対象者欄には、本店（主たる営業所）の名称を記入してください。ただし、準市内業者のうち、本店（主たる営業所）以外の営業所（湖西営業所等）で、湖西市税を納税している方にあつては、証明対象者欄に当該営業所名を記入した分の証明書も必要となりますので、本店分と当該営業所分の 2 部を提出してください。
- ④ 過去 3 か月以内に発行されたもの〔(8)の③を参照〕に限りです。
- ⑤ コピーで構いません。

(13) 消費税等の納税証明書

- ① 法人の方にあつては、納税証明書「その 3 の 3」を提出してください。
- ② 個人事業主の方にあつては、納税証明書「その 3 の 2」を提出してください。
- ③ 過去 3 か月以内に発行されたもの〔(8)の③を参照〕に限りです。
- ④ コピーで構いません。
- ⑤ 提出いただいた納税証明書に、納期限が令和 7 年 3 月 31 日までの税について未納がある旨の表示がされている場合には、認定要件を満たしていない可能性があることから、再提出を求めさせていただきます。
- ⑥ 国税の納税証明書はオンライン請求をすることができますのでぜひご利用ください。
http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm
- ⑦ 納税証明書のオンライン請求に関するリーフレットはこちらです。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/0023008-120_02.pdf
- ⑧ 国税の納税証明書の交付手続きの詳細はこちらです。
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>
（詳しくは、所管の税務署窓口へお問い合わせください。）

(14) 暴力団排除に関する誓約書【様式 10】

- ① 全ての方が提出対象です。
- ② 湖西市独自様式を取得・編集の上、提出してください。
- ③ 日付は提出年月日を記入してください。

(15) 使用印鑑届【様式 11】

- ① 全ての方が提出対象です。

- ② 他の様式でも構いません。
- ③ 日付は提出年月日を記入してください。
- ④ 必要な印形式については、押印例の部分を参照してください。

(16) 印鑑証明書

- ① 法人の方にあつては、法務局で発行されるものを提出してください。
- ② 個人事業主の方にあつては、市区町村で発行されるものを提出してください。
- ③ 過去3か月以内に発行されたもの〔(8)の③を参照〕に限ります。
- ④ コピーで構いません。

(17) 有資格技術者数【様式12】

- ① 全ての方が提出対象です。
- ② 湖西市独自様式を取得・編集の上、提出してください。
- ③ 人数欄には、できる限り最新の状況を記入してください。なお、1人で2以上の資格を有する場合は、各々の資格に重複して計上するものとしますが、同一検定における1級及び2級資格を有する資格者の場合は、1級のみに計上してください。
- ④ 施工管理技士・技術士・建築士等の合計欄には、「施工管理技士」、「技術士」及び「建築士等」の項目の各々の検定種目等の区分ごとに記入した人数の合計（単純に合計したもの）を記入してください。
- ⑤ 実人数欄には、④に反映された有資格者の実人数を記入してください。（必然的に、⑤の人数は④の人数以下となります。）
- ⑥ 「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」、「登録基幹技術者講習修了証の所持者数」及び「湖西市独自調査項目」の有資格者数は、④や⑤の人数には含めないでください。

(18) 技術職員名簿

- ① 全ての方が提出対象です。
- ② 建設業法施行規則別記様式第25号の11別紙2（直近の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書に添付した技術職員名簿）を提出してください。
- ③ 技術職員名簿の内容は、他の書類（有資格技術者数【様式12】、発注者別評価点に関する調書（〇〇工事）【様式15-〇】等）と整合が図れている必要はありません。

(19) 工事経歴書【様式13】

- ① 全ての方が提出対象です。
- ② 他の様式でも構いません。

- ③ 直近2年間の主な完成工事及び未完成工事を記入してください。なお、具体的な基準はありませんが、アピールしたい工事や特殊な工事实績を記入してください。
- ④ 認定希望業種分のみを提出してください。

(20) 専任技術者等一覧表

- ① 市内業者又は準市内業者が提出対象です。
- ② 全ての営業所における「専任技術者の氏名」及び「専任技術者が担当している建設工事の種類」が分かる書類を提出してください。
- ③ 様式の指定はありませんが、建設業許可申請書に添付した専任技術者一覧表（別紙四）、専任技術者証明書（更新）（第八号(2)）又は専任技術者証明書（新規・変更）（第八号(1)）を提出される方については、提出日現在の状況に手書き等で修正してください。

(21) 契約事業所の建物登記簿謄本等

- ① 市内業者又は準市内業者が提出対象です。
- ② 会社として事務所を所有されている方の場合、「建物登記簿謄本の写し」又は「固定資産税の課税明細書等の写し」を提出してください。（建物登記簿謄本は、過去3か月以内に発行されたもの〔(8)の③を参照〕に限ります。）
- ③ 事務所が賃貸物件等の場合は、貸借契約書、使用承諾書等の写しを提出してください。
- ④ 役員等が所有する住居等に事務所を設けている方のうち、使用承諾を受けていることを証明する書面のない方については、建物使用承諾証明書【様式14】を提出してください。

(22) 契約事業所の写真

- ① 市内業者又は準市内業者が提出対象です。
- ② 外観、入口及び室内の写真（看板、建設業許可標識、事務機器、机等の状況が分かるもの）をカラーで提出してください。
- ③ 令和6年11月1日以降に撮影した写真を提出してください。（撮影日は表示されている必要はありません。）

(23) 契約事業所の所在地案内図

- ① 市内業者又は準市内業者が提出対象です。
- ② 手書きでも構いません。

(24) 発注者別評価点に関する調書（共通）【様式15】

- ① 市内業者又は準市内業者のうち、4業種（土木一式工事、建築一式工事、電気工

事及び管工事) のいずれかの認定を希望する方が提出対象です。

- ② 記入例を参考に作成してください。
- ③ 必要な証明書類を次のページに添付してください。

(25) 発注者別評価点に関する調書（土木一式工事）【様式16-1】

- ① 市内業者又は準市内業者のうち、土木一式工事の認定を希望する方が提出対象です。
- ② 記入例を参考に作成してください。
- ③ 技術者氏名欄には、市内業者の方は全ての技術職員を記入し、準市内業者の方は、湖西営業所等で勤務する技術職員を記入してください。
- ④ 若年技術者とは、令和7年3月31日現在で35歳未満（生年月日が1990年4月1日以降）の技術職員をいいます。
- ⑤ 保有資格を証明する書類の添付は不要です。

(26) 発注者別評価点に関する調書（建築一式工事）【様式16-2】

- ① 市内業者又は準市内業者のうち、建築一式工事の認定を希望する方が提出対象です。
- ② 記入例を参考に作成してください。
- ③ 技術者氏名欄には、市内業者の方は全ての技術職員を記入し、準市内業者の方は、湖西営業所等で勤務する技術職員を記入してください。
- ④ 若年技術者とは、令和7年3月31日現在で35歳未満（生年月日が1990年4月1日以降）の技術職員をいいます。
- ⑤ 保有資格を証明する書類の添付は不要です。

(27) 発注者別評価点に関する調書（電気工事）【様式16-3】

- ① 市内業者又は準市内業者のうち、電気工事の認定を希望する方が提出対象です。
- ② 記入例を参考に作成してください。
- ③ 技術者氏名欄には、市内業者の方は全ての技術職員を記入し、準市内業者の方は、湖西営業所等で勤務する技術職員を記入してください。
- ④ 若年技術者とは、令和7年3月31日現在で35歳未満（生年月日が1990年4月1日以降）の技術職員をいいます。
- ⑤ 保有資格を証明する書類の添付は不要です。

(28) 発注者別評価点に関する調書（管工事）【様式16-4】

- ① 市内業者又は準市内業者のうち、管工事の認定を希望する方が提出対象です。
- ② 記入例を参考に作成してください。

- ③ 技術者氏名欄には、市内業者の方は全ての技術職員を記入し、準市内業者の方は、湖西営業所等で勤務する技術職員を記入してください。
- ④ 若年技術者とは、令和7年3月31日現在で35歳未満（生年月日が1990年4月1日以降）の技術職員をいいます。
- ⑤ 保有資格を証明する書類の添付は不要です。

(29) 事業共同組合

事業協同組合の方は、次の書類を併せて添付してください。

- ・官公需適格組合証明書（写）
- ・組合員名簿
- ・共同受注規約
- ・配分基準

(30) 提出書類チェック表【様式17】

- ① 全ての方が提出対象です。
- ② 湖西市独自様式を取得・編集の上、提出してください。
- ③ 必ず提出前に提出書類のチェックをしてください。

(31) 受付票【様式18】

- ① 全ての方が提出対象です。
- ② 湖西市独自様式を取得・編集の上、提出してください。
- ③ 受付票の返送を希望される場合は、「切手を貼った返信用封筒」と「受付票2部」を提出してください。

3 紙ファイルについて

(1) ファイルの種類

ファイルは、A4判2穴（緑色）の紙ファイルにしてください。

(2) ファイルに綴る書類

2の(1)から(29)までの書類を順に綴ってください。なお、(1)が1枚目になるように綴ってください。

2の(30)・(31)の書類は、ファイルに綴らずに提出してください。

(3) ファイルに記載する事項

ファイルの表紙と背表紙には、『資格審査申請書（建設工事）』と『商号又は名称』を記載してください。

ただし、準市内業者として申請される方については、商号又は名称だけでなく、営業所名等を含めて記載してください。

 	資格審査申請書（建設工事） （株）〇〇建設	資格審査申請書（建設工事） （株）〇〇建設
----------------------------	------------------------------	---

4 受付期間について

令和6年12月9日（月）～ 令和7年1月17日（金）

※ 土曜日、日曜日、祝日を除く

※ 令和6年12月28日～ 令和7年1月5日を除く。

※ 令和7年1月17日（金）17：00必着

5 提出方法について

(1) **郵送で提出してください。**※令和7年1月17日（金）17：00必着

(2) 郵送は、書留や特定記録郵便、メール便等の配達記録の残るものに限りです。なお、申請書類は郵便法上の信書に該当しますので、信書便事業者による信書便で送達してください。

(3) 提出先

〒431-0492

静岡県湖西市吉美3268番地

湖西市役所 総務部 契約検査室 契約検査係

6 代行・代理申請について

行政書士法により、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができるのは行政書士に限られています。

7 電子入札について

湖西市では、静岡県共同利用電子入札システムを用いて建設工事の競争入札を実施しています。

湖西市の案件に参加するためには、湖西市が発行する利用者番号が必要となりますので、別途手続※が必要となります。（一度発行した利用者番号は変更しないため、既に利用者番号の交付を受けている方については、この手続は不要です。）

<https://www.city.kosai.shizuoka.jp/soshikiichiran/keiyakukensashitsu/gyomuanna/i/2/1/5/1640.html>

※ 資格審査申請書とは別に、システム利用届（様式1）と切手を貼付した送信用封筒を提出してください。

（利用者番号の新規発行手続は、資格審査が終了した後に行う必要があるため、受付票用の返信用封筒とは別に返信用封筒を送付してください。）

8 発注者別評価点等の取扱いについて

湖西市の格付（ランク付け）は、市内業者及び準市内業者を対象として、4業種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事）に限って実施しています。

格付は、総合評定値（P）を基に次の式によって算出する総合数値にて行います。

$$\text{総合数値} = \text{総合評定値（P）} + \text{発注者別評価点}$$

なお、発注者別評価点の内訳は、下表のとおりです。（詳細は、湖西市建設工事競争入札参加者の格付基準を参照願います。）

	項目	配点
①	直近2年度に完成した工事成績の平均点	－35点～75点（全体平均点以上を加点し、全体平均点未満を減点する。）
②	技術者の雇用状況	最大40点（1級有資格者：3点、2級有資格者：1点、（35歳未満の場合、更に2点を加算））
③	ISO9001の認証取得	10点
④	建設業労働災害防止協会に加入 又は COHSMS 若しくは OHSAS18001 の認証取得	10点
⑤	湖西市との災害協定	10点
⑥	湖西市消防団協力事業所	5点
⑦	ISO14001 又はエコアクション21の認証取得	5点
⑧	男女共同参画社会づくり宣言事業所	5点
⑨	不当要求防止責任者講習の受講者を雇用	5点（対象は、直近2年度に受講している不当要求防止責任者）
⑩	一般社団法人中小企業個人情報セキュリティ推進協会が認定する「ESGマーク認証」を取得	5点